

# 令和 6 年度 樺戸郡浦臼町農業委員会

## 第13回 (9月)会議録

招 集 期 日	令和6年9月25日	8時30分	場 所	行政センター 委員会室	
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 者	開会	令和6年9月25日	8時31分	招 集 者	位田 勝
	閉会	令和6年9月25日	8時58分	会 長	位田 勝
会 長	位田 勝			職務代理	石井 文彦

### 委員の応招、並びに出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	石井文彦	出席	6	鎌田和久	出席	11	江上教之	出席
2	石橋和博	出席	7	折坂義一	出席	12	佐藤等	出席
3	竹内富美代	出席	8	高田輝雄	出席	13	位田勝	出席
4	土橋直生	出席	9	西島一洋	出席			
5	古橋優一	出席	10	則本洋希	出席			
農業委員会事務局職員		事務局長	馬狩 範一		書記	係長:木村 秀幸・主事:大平 啓生		

### 議案説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長	
----	--	-----	--

### 議事日程並びに会議事件

日程第 1		会期の決定について
日程第 2		会議録署名委員の指名について 1番 石井 委員 2番 石橋 委員
日程第 3	議案 第 1 号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日程第 4	報告 第 1 号	買入協議の要請について
日程第 5	議案 第 2 号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 6	議案 第 3 号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 7	議案 第 4 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議事の顛末

議 長	<p>会長挨拶</p> <p>それでは、定数に達しているので、只今より第13回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、会期を定めることについてを議題とします。本日の第13回浦臼町農業委員会の会期は、令和6年9月25日、本日1日とすることにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第2、会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、1番、石井委員、2番、石橋委員、よろしくお願ひします。</p> <p>日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。</p>
事務局長	<p>説明に入ります前に、先月8月26日に開催されました第12回総会におきまして訂正がございましたので、ご説明いたします。皆様のお手元にお配りしております、「第12回浦臼町農業委員会総会の議案の一部差し換えについて」の資料をご覧ください。第12回総会議案の1ページの合意解約の議案と、6ページの農地法第3条による賃貸の議案、それぞれの貸主の*****の住所ですが、****の住所が記載されておりましたが、正しくは****の住所でした。ここにお詫び申し上げますと共に、お手数をおかけしますが、差し替えをお願い申し上げます。それでは、第13回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、説明申し上げます。日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、2件でございます。日程第4、報告第1号、買入協議の要請について、2件でございます。日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、売買1件でございます。日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、追認1件でございます。日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、賃貸2件でございます。これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。</p>
議 長	<p>以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。1ページ、</p>

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。なお、この件については高田委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の規定に基づき、高田委員には、一時退席して頂きます。

高田委員、起立、退場。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案1ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。下記の者から農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、賃貸借の解約が成立していると考えられることから意見を求めます。令和6年9月25日提出。浦臼町農業委員会会長位田勝。1. 土地及び関係人の表示。所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は\*\*\*\*\*、借主は\*\*\*\*\*です。適用は合意解約。農地法第3条、許可番号\*\*\*\*\*による賃貸借で、令和\*\*年\*\*月\*\*日からの賃貸借でしたが、令和\*\*年\*\*月\*\*日に合意解約の通知書が提出されております。図面は2ページになります。場所は\*\*\*\*\*です。合意解約した農地については本日の議案に提出しますが、買入協議を行います。議案1ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この合意解約については、承認致します。

議 長 3ページ、貸主\*\*\*\*\*、借主\*\*\*\*\*について、審議いたします。なお、この件についても高田委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の規定に基づき、高田委員には、引き続き退席して頂きます。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案3ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示。所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおり

事務局 で、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*、借主は\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*です。適用は合意解約。農地法第3条、許可番号\*\*  
\*\*\*による賃貸借で、令和\*\*年\*\*月\*\*日からの賃貸借でしたが、令和\*\*年\*\*月\*\*日に合意解約の通知書が提出されております。図面は4ページから5ページになります。場所は晩生内地区で、町道晩生内沢線に面する農地と町道晩生内沢線の南側に位置する農地です。合意解約した農地については本日の議案に提出しますが、農地法第3条による売買と買入協議を行います。議案3ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この合意解約については、承認致します。

議 長 6ページ、日程第4、報告第1号、買入協議の要請についてを議題とします。なお、この件についても高田委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の規定に基づき、高田委員には、引き続き退席して頂きます。事務局の説明を願います。

事務局 議案6ページをお開き下さい。報告第1号、買入協議の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、下記の者より買入申し出があったので同法第16条第1項の規定に基づき買入協議されるよう浦臼町長に要請したので報告する。令和6年9月25日報告、浦臼町農業委員長位田勝。1. 土地及び関係人の表示、所在は字\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。申出人は\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*。利用調整の経過ですが、買入希望認定農業者の即買入が困難なためです。予定価格は\*\*\*\*\*円で、安定対策タイプの申込となります。図面は7ページになります。場所は\*\*\*\*\*。譲渡人は\*\*\*\*\*、譲受人は公益財団法人北海道農業公社で、買入協議が成立し北海道農業公社へ当該農地の所有権移転が行われた後、申出人へ\*\*年間の賃貸借が行われる予定です。議案6ページの説明は以上でございます。

議 長 ただいま説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問をお受け

議 長

します。

委 員

ありません。

議 長

それでは、この件については、承認することとします。

議 長

8 ページ、申出人\*\*\*\*\*の買入協議の要請についてを議題とします。なお、この件についても高田委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の規定に基づき、高田委員には、引き続き退席して頂きます。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案8 ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示。所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。申出人は\*\*\*\*\*。利用調整の経過ですが、買入希望認定農業者の即買入が困難なためです。予定価格は\*\*\*\*\*円で、安定対策タイプの申込となります。図面は9 ページから10 ページになります。場所は\*\*\*\*\*です。譲渡人は\*\*\*\*\*、譲受人は公益財団法人北海道農業公社で、買入協議が成立し北海道農業公社へ当該農地の所有権移転が行われた後、申出人へ\*年間の賃貸借が行われる予定です。議案8 ページの説明は以上でございます。

議 長

ただいま説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

ありません。

議 長

それでは、この件については、承認することとします。

議 長

11 ページ、日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。なお、この件についても高田委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の規定に基づき、高田委員には、引き続き退席して頂きます。関係議事終了後に入室、着席していただきます。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案11 ページをお開き下さい。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記の者から農地法第3条の規定による許可申

事務局 請書の提出がありましたので意見を求めます。令和6年9月25日提出。浦臼町農業委員会会長位田勝。1. 土地及び関係人の表示、所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。譲渡人は\*\*\*\*\*、譲受人は\*\*\*\*\*です。譲渡理由は\*\*\*\*\*、譲受理由は\*\*\*\*\*。対価は\*\*\*\*\*円で、単価は田で\*\*\*\*\*円です。図面は12ページになります。場所は\*\*\*\*\*です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、13ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案11ページの説明は以上でございます。

議長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

石橋委員 単価が単価が非常に低いという事は、圃場の質が良くないという事か。

古橋委員 そのとおりで、管理もさほどされていない。

事務局 当初、農業公社の経営安定対策事業で買入要請にも含める予定でしたが、単価が低すぎるため対象にならないという事ですので、この案件での提出となりました。

議長 他にありませんか。

委員 ありません。

議長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長 高田委員の入室をお願いします。

高田委員、入室、着席。

議長 次に14ページ、日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案説明に入る前に、始末書の19-2ページを追加していただきますようお願い申し上げます。議案14ページをお開き下さい。議案第3号、

事務局

農地法第4条の規定による許可申請について。下記の者から農地法第4条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。令和6年9月25日提出、浦臼町農業委員会会長位田勝。1. 土地及び関係人の表示。所在は、\*\*\*\*\*。地目については公簿現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。申請人の氏名及び住所は、\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*。摘要は農家住宅建設のためで、それぞれの面積は下記のとおりとなります。図面は15ページで、20～22ページは位置図や配置図等の図面を添付しています。転用の目的及び概要は17～19ページに添付しておりますのでご覧ください。また、転用許可申請書に係る審査表を16ページに添付しており、検討結果、申請地は第1種農地であります。既存住宅の跡地に建築しておりましたが、既存住宅より幅が大きくなってしまい、宅地内の車輛通路確保のため、申請地の方向へ移動させた結果、申請農地へ侵入するかたちとなってしまったものです。また、申請地は宅地に隣接している土地を選定しており、周辺農地に与える影響は少ないと考えられ、農地法施行規則第38条並びに39条の1に摘要すると認められることから、許可相当と判断致しました。なお、無断転用であることから、追認となるため、始末書を19～2ページに添付しております。議案14ページの説明は以上です。

議長

これより、この件について審議致します。ご意見、ご質問をお受けします。

土橋委員

既存の住宅よりはみ出たという事か。

事務局

当初は、取り壊した既存の住宅の跡に建てるため、申請地には侵入しない予定でしたが、カーポートを玄関脇に設置したため、その分既存住宅より幅が大きくなってしまい、宅地内の車輛通行の妨げになるため、申請地側に移動させたら、はみ出ってしまった形になります。

土橋委員

測量はしなかったのか。

事務局

していないという事です。土地家屋調査士がはみ出しているのを発見したという事です。

議長

他にありませんか。

全委員

ありません。

議長 それでは、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請については、許可する事で決定を致します。

議長 23ページ。日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。24ページ、貸主\*\*\*\*\*、借主\*\*\*\*\*について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案23ページをお開き下さい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。浦臼町長より申請のあった別紙内容による農用地利用集積計画の決定について審議する。令和6年9月30日公告予定、令和6年9月25日提出。浦臼町農業委員会会長位田勝。議案24ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、\*\*\*\*\*、所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。賃貸料は\*\*\*\*\*円。\*\*\*\*\*。引渡しの時期は令和\*\*年\*\*月\*\*日です。貸主は、\*\*\*\*\*。借主は\*\*\*\*\*です。貸付理由、借受理由は共に\*\*\*\*\*です。契約期間は令和\*\*年\*\*月\*\*日から令和\*\*年\*\*月\*\*日までの\*\*年間となります。図面は25ページになります。場所は\*\*\*\*\*です。議案24ページの説明は以上でございます。

議長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。

議長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議長 次に26ページ、貸主\*\*\*\*\*、借主\*\*\*\*\*について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案26ページをお開き下さい。1. 土地及び関係人の表示、\*\*\*\*\*、所在は\*\*\*\*\*。地目は公募、現況ともに一覧のとおりで、面積は\*\*\*\*\*平方メートルです。賃貸料は\*\*\*\*\*円。\*\*\*\*\*ます。

事務局 引渡しの時期は令和\*\*年\*\*月\*\*日です。貸主は\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*、借主は  
\*\*\*\*\*です。貸付理由、  
借受理由は\*\*\*\*\*です。契約期間は令  
和\*\*年\*\*月\*\*日から令和\*\*年\*\*月\*\*日までの5年間となり  
ます。図面は27ページになります。場所は\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*です。議案26ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長 以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。これをもちまして、第13回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。

以上、会議の顛末は、馬狩範一が作成したものであるが、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月25日 浦臼町農業委員会会長 位 田 勝

委員 印

委員 印